

第5章 計画の実現のために

1 計画の推進主体と連携の強化

すべての子どもの健やかな成長を実現するためには、市民一人ひとりが子育て支援について理解し、子育て家庭を見守り、支えていく役割を持つことが重要です。

行政だけでなく、家庭、地域、企業等社会が一体となって子どもを育むという視点に立ち、本計画に掲げる施策を推進します。

施策の推進にあたっては、平成24年に施行した「廿日市市協働によるまちづくり基本条例」の考え方にに基づき、市民も行政もそれぞれ役割を果たしながら、連携してすべての子どもの輝く笑顔と健やかな成長を目指します。

(1) 家庭（保護者）の役割

児童福祉法及び、子ども・子育て支援法では、保護者の役割について「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」と定義しています。家庭は教育の原点であり、出発点であるという認識のもと、保護者同士や地域の人々となつなかりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たすことが必要です。

(2) 地域の役割

保護者が子育てに対して、不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができるよう、地域は保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることが必要です。

また、地域における世代間交流の輪を広げ、気軽にあいさつを交わすなど地域の子どもと子育て家庭を見守り、あたたかく接することが必要です。

(3) サービス事業者の役割

保育・教育機関は、大切な子どもを預かり、親に変わって保育や教育を行うという視点で、保育園、幼稚園のそれぞれが持つ特性に合わせて、子育てに取り組むことが必要です。また、保護者との連絡体制をとり、家庭との連携を持って子育てを行えるよう保護者への支援が求められます。

教育については子どもの生きる力が学べるように指導を行うとともに、道徳教育にも力を入れ、いじめや差別などがなくなるように配慮することが必要です。

(4) 事業主の役割

子育て中の労働者が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることができるよう、長時間労働の是正、労働者自身の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりに努めることが必要です。

また、元の職場に安心して復帰できるような体制の整備や子どもの病気への対応及び学校行事などに参加しやすい環境をつくるよう、有給休暇等を使って柔軟に対応することが求められます。

(5) 行政の役割

行政の責務として、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任があります。子ども・子育て支援新制度の実施主体として、すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、妊娠・出産期から切れ目ない支援を行います。

また、庁内関係部局や国・県、近隣市町などの関係部署および地域・サービス事業者・事業主との連携を図り、子育て施策を積極的に推進できるよう必要な予算措置を行います。特に、サービス事業者には子育て環境の変化や子育ての多様なニーズに対応できるよう支援・指導し、子育てサービス全体の質の向上を図ります。

2 計画の達成状況の点検・評価

本計画の進行管理は、計画内容の審議を行った「廿日市市保健福祉審議会児童福祉専門部会」で行います。

廿日市市保健福祉審議会児童福祉専門部会は、毎年度、施策の実施状況や各施策に係る費用の使途実績等について点検、評価します。市はその結果を公表するとともに、これに基づき、取組内容の改善を図ります。

また、社会・経済情勢の変化や本市の子どもと子育て家庭の状況や保育ニーズの変化等に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

事業計画においては、利用者の視点に立った指標を設定し、評価にあたっては、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価を行います。

【個別事業の進捗状況対象指標】

- 教育・保育サービスの提供量及び確保の方策
- 地域子ども・子育て支援事業の提供量及び確保の方策
- その他、市で独自に掲げた数値目標項目

【計画全体の成果対象指標】

- 「廿日市市は子育てしやすいまちかどうか」について、次回の計画策定時にアンケート調査を実施し、その結果を計画全体の評価とします。